

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第13回)議事要旨

日 時:平成29年10月30日(月)10時00分～12時00分

場 所:経済産業省本館17階 国際会議室

出席者:

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、
小宮山委員、曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー等>

菅野 等	電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
斉藤 靖	イーレックス株式会社 執行役員・経営企画部長
佐藤 悦緒	電力広域的運営推進機関 理事
佐藤 裕史	東京ガス株式会社 電力本部 電力トレーディング部長
新川 達也	電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之	株式会社エネット 経営企画部長
内藤 直樹	関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
鍋田 和宏	中部電力株式会社 執行役員・グループ経営戦略本部部長
柳生田 稔	昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員
山田 利之	東北電力株式会社 電力ネットワーク本部 電力システム部 技術担当部長

議題:

- (1) 間接送電権について
- (2) ベースロード電源市場について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL: 03-3501-1511 (内線4761) FAX: 03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

(1) 間接送電権について

- 間接送電権については、事業者のニーズ等を踏まえて JEPX にて詳細を検討し、報告する予定。
- 計画外停止の発生頻度が多い場合は、オークションの回数を減らすべき。
- 論点⑤。間接オークション収入について、連系線の増強に使うべき。
- 経過措置との関係を整理すべき。オークション参加者より経過措置の人の方が有利になることは認められない。単に予約していただだけの経過措置対象者を過剰に保護すべきではない。
- 今回の資料について基本的に多くの点で反対。なぜ転売禁止なのか。なぜ買い手を制限するのか。エリア間の値差をヘッジする機能を果たしているので、意味が不可解。希少な間接送電権の値段が不当に下がるような格好となることを懸念。
- 一方、転売が自由となると先物市場のようになってしまい、会計上の整理が変更され、事業者にとって不便なことが理由なのだろうか。いずれにせよ、今回提示された理由はナンセンス。相対契約で余ったものをスポットで転売することは認められている。一般論として、売買主体を制限、転売を規制することは効率性を低下させることを認識すべき。
- オプションとオブリゲーションの違いを認識すべき。経過措置の場合、計画変更として、事前に量を減らすことは可能。間接送電権の変更を認めないととなると、経過措置に対して著しく不利となることを認識すべき。
- 論点④。決済額に対する抑制については、事業者の送電権の取引の障害とならないような検討が必要。
- 論点④。決済額に対する抑制について、特定負担者の扱いについては連系線利用に関する考慮事項とするべき。連系線増強のインセンティブが与えられるような制度設計を希望。
- 論点③。約定の仕組みがシングルプライスオークションとなっているが、一部の買い占めが起こらないように確認が必要。
- 論点④。決済額に対する抑制について。値差に対する手当が必要であり、予見可能性の確保が必要ではないか。
- 買い手を制限し、転売も禁止し、なおかつ抑制が起こったときどうなるのか。物理的に流れないにもかかわらず、値差収入を認めることは理解出来ない。
- 経過措置との関係については、一方が不利になることが無いように、イコールフットィングするつもりである。
- 転売の可否について。実際に転売出来ると効率が良いが、以前から現物取引となるように有意して制度設計しており、会計上の整理等が事業者への過度な負担にもなる可能性があることも理由の1つである。

- 一方、将来的に変更することも想定に入れて検討する予定。
- 経過措置は前々日まで変更可能であるが、間接送電権のオプション型は、実際に電気の取引を行うことがない場合には、適用がない。
- 決済額に対する抑制について。技術的な問題も踏まえて検討する。

- 詳細は JEPX 等にて検討する予定。

(2) ベースロード電源市場について

- 論点④。買い手の取引要件の考え方について、最低需要日の下から18日を基本とするところがあるが、年間18日については転売可能なのか確認したい。
- 論点③。全国エリア離脱率については、その算定の際、電力間競争と整合性を合わせて、旧一般電気事業者等の離脱率を含めるのか確認したい。
- 年間18日については転売可能とする予定。
- 旧一般電気事業者等の離脱率を含む予定。
- 論点②。市場開設期間。複数回についての理由が不明。5ヶ月前に100%取引でも良いのではないか。どのようなメリットとコストがあるのか明確に説明願いたい。また、複数回の入札の参加者の扱いをそれぞれ分ける検討するということも考えられる。
- 論点④。ペナルティについて。参加ルールは非連続性が大きい。金銭的ペナルティを導入する等、出来るだけ実需にあった形の検討も必要ではないか。
- 論点③。kWとkWhの考え方について整理されたが、85%は計画外停止を除いたものである。
- 供出量について。見直しの考え方に沿って検討するが、既存電源の中にはBL市場開設以前の2020年にも廃止する予定の発電所が存在することを踏まえて、電源をどこから調達するか旧一般電気事業者等と今後協議したい。
- 論点⑧。合意に基づいた既存の切り出しはJパワーの供出義務量に相当程度該当する。BL市場の供出義務対象以外の契約見直しについても進めたい。
- 論点③。強制措置ということはある意味で上限ということか。
- 論点④。事前規制があれば事後規制は不要なのではないかと思料。逆に事前の規制が緩ければ事後は厳しくするべきではないか。もし事務局案を貫徹するのであれば、事後規制はあまり重要ではないと思料。
- 例外的な規制を行う場合は、どれくらいの規制を行うのか。
- ベースロード電源市場の入札が非常に高く、約定しない場合があるのではないか。監視等委員会については、約定しなかった事業者について、小売料金のコストの積み上げ内容についてしっかり監視するべき。
- 新電力にとっては、特に量・価格が重要。BL市場導入に伴うトータル収支の議論を行うべきでないか。事前に量・価格を確認しなければ、導入は不可能ではないか。
- 論点④。実績値基準、事前要件を提案する事務局に賛成。
- ベース需要を基準に要件を設定することについて。コスト試算を行うことにした場合、各事業者の総需要kWhを見て購入枠を判断してはどうか。
- また、政策小委員会以前の電発電源切り出しは考慮する必要はないと思料。

- 改めて、供出量が kWh ベースとなった理由について回答して欲しい。安価なベースロード電源が多く供出される kW ベースで切り出しを行うべき。特に北海道エリア、東エリアについては高い価格に引っ張られ、スポット市場価格に収斂する可能性がある。例えば、共同火力が BG ではなく個別に切り出し量を定める等、高負荷にリーチ出来る価格帯で入札して欲しい。
- 論点④。実績値基準で賛成。実績値ベースであれば、裁定取引を行う余地が減ると思料。
- 論点⑤。旧一般電気事業者等の取引要件について、旧一般電気事業者等と新電力とでは与えられた条件は異なる。最低限、発電と小売を別会社にするを条件とするなどの制約を求めることが必要ではないか。
- 論点④。取引出来る量について抑制されているのではないか。
- 客観性が担保される事前要件が良い。基準値について、供出量は新電力がシェアを伸ばすということを前提としているため、実績値の場合、翌年に取得出来る量が制限されている。そのため、新電力の成長率を勘案して入札可能枠を設けることも考えられるのではないか。
- JEPX の前日計画の最低需要コマの需要を上限として購入可能とすることも考えられる。これによれば、需要が落ちた事業者はそれに見合った形の購入が出来る。
- また、下方修正することになると余剰が生じるが、結局 JEPX で取引されることになるため、卸市場活性化の観点からは修正することも可能とすべき。
- 詳細な設計段階と理解。使いづらい制度設計はすべきでない。
- 論点④。買い手の要件について、新電力は基本的に翌年の成長を見込んで営業を行う。つまり計画値を基にする。もちろん意図的な転売については規制すべきだが、合理的な理由に基づく売り戻しについては認めて貰いたい。退場ルールであれば、現状の需要を維持することが精一杯となり、BL 市場を事実上活用出来なくなってしまうと思料。
- 昨年度の東日本エリア入札実績を考えると、1 2 月～3 月までに開札日がある案件は約 3 割存在する。2 月にも最終オークションを開くことが必須ではないか。
- キャンセルに関連して、発電事業者の余剰については、市場への供出で対応可能と思料。
- 論点③。事業者別の供出量を考えた場合、想定価格を考えると、競争促進的な観点から①を希望。なお、東エリアの価格が心配。約定をしないのではないか。前年度の超過分を支払うことも一考。
- 論点⑤。グループ内での供出量の配分については、グループ内で電源が選択可能とすると、高い電源から供出することになるため、留意が必要。
- 論点⑥。BL 市場が機能するか不明確な段階で、常時 BU の供出量からの全量控除は不明瞭。
- 論点④。事前要件・事後要件とあるが、事後要件のなかで検証するべきと思料。事業として適切なのは事後要件。BL 市場で手に入れたものを安く JEPX に転売することは不適切ではないか。
- 市場開設を複数回としたことは新電力のヒアリングの結果を受けたもの。事業者から複数回開催して欲しいとする要望の声が大きかった。実際のニーズに合わせたもの。

- シェア 30%を超えた時点で直ちに制度的措置が終わるということではない。競争の進展状況を踏まえて検討すべき課題。
- 価格の試算については燃料価格等について変動があるため、難しい面がある。
- kWh ベースではなく、kW ベースで供出量を設定すべきとの意見があったが、昨年12月の第5回市場整備WGにて既に議論が行われ、仮にkWで供出する場合、新電力の全需要量を大幅に上回るため、kWhベースの方が適切との議論があった。今回の案はイコールフットィングという観点から作成しており、将来において新電力と旧一般電気事業者のベースロード需要が同程度になったとしても、十分な供出量が確保できるものになっている。ベースロード需要率は変化する可能性があり、現在の負荷率を前提としたkWの議論ではなく、kWhで議論すべき。
- 電発電源切り出しについて、電発の切り出しは今後も続くことを前提に、その際過去の供出分を差し引くという考え方であると思料。
- 一旦買った物に対して、キャンセル可能としてJEPXの札入れの量を変更出来ることにすると一種のオプション商品となる可能性がある。また、前年度内のキャンセルを認めるべきという考え方については、オプション性は下がるものの、そうした点を考慮する必要がある。いずれにせよ、新電力にとって使い勝手の良いものになることが重要。
- 常時BUの取扱いについて、スパイラル的に量が減ってしまうという指摘について、詳細は今後検討したい。
- 論点②。市場開設の時期について。供給計画は1年契約が基本であり、BL市場も1年商品。官公庁、民間も4月契約更改が基準である。基本的には11月以降、12月にかけて契約を検討し、燃料の調達を取りまとめたうえで、供給計画を提出するスケジュールとなる。市場開設時期については11月がギリギリのライン。
- 論点⑥、常時BUについて。BL市場と常時BUは政策目的が重複。控除することを基本とすることが当然と思料。
- 論点②。市場開設時期について。複数回行うことに異論はない。その結果、約定結果に応じて調達することになり、燃料の焚きましや市場からの調達に頼ることになる。燃料の焚きましに際して、LNGに付いて言えば、契約交渉は11月に終了しているため、11月以降の市場開設は非常に負担。また、電力のスポット市場で確実に不足分を調達出来る量があるのか疑問。従って、3回目の入札量は絞って欲しい。
- 論点⑤。BL市場への供出に伴い、エリアの外へ供給する余力はなくなるはず。また、関連会社については他エリアでは独立精算で活動しているものが多いため、関連会社については、他の新電力と同等に扱うべきと思料。
- 論点③。制度的措置の終了について。これは支配的事業者に対する措置であり、旧一般電気事業者等が支配的事業者でなくなれば、不要となるはず。競争促進という必要性の観点と支配的事業者という許容性の観点は異なる。支配的事業者の定義の見直しが必要ではないか。
- 論点⑥～⑧。非対称規制とはいえ、手段が無制限である必要はない。趣旨や目的が共通するので、BL市場への供出量から控除することの原理については理解。前提として、競争促進に

資する供出量は必要。

- 相対取引の控除について、競争促進に繋がるのかどうか疑問。
- イコールフットィングを目的としていることは評価。
- 論点④。転売制限について。その目的や趣旨が明確化される必要がある。事前事後規制を導入のする場合、執行可能性も鑑みるべき。
- 論点⑤。旧一般電気事業者等の買い手の要件について。新電力の購入量を十分に確保すべきという観点から、②という事務局の提案も理解。一方、競争促進の観点から、理念上は旧一般電気事業者が参加することも考えられる。
- 論点⑦。相対取引について。控除するためにはどのようなものを認定をするべきかをまず検討する必要があるのではないか。
- BL 市場で約定せず、売れ残る場合について。入札価格には固定費が含まれるため、約定機会の最大化のために、経費については明確な整理が必要。そもそもの行為の法的位置付け、監視の在り方については今後検討する必要がある。また、現在、旧一般電気事業者等は余剰電力を限界費用で市場に供出し、グロスビディングについては、自主的に取り組んで貰っているが、約定しなかった電気についてはグロスビディングで処理するものと思料。
- 監視のあり方については、競争促進の観点から必要。エネ庁とも協力しながら検討したい。
- イコールフットィングを進めるという観点は重要と思料。
- 論点③。d について、1～0.67までの間で変動させるとのことだが、実際にベースロード電源市場を始める前に、予見性の観点から最初の数字・関数を定めるべきではないか。また、どのように数字が変動するかプロセスだけでも整理するべき。
- 同じく、論点③。供出量の考え方について、数字は将来的に FIX するのか。FIX すると電源投資インセンティブが増す一方、廃止すると負担が大きくなる。この点を確認したい。
- d の比率は、その都度見直すものと思料。ただし、電源投資インセンティブとの関係もあるため、詳細は検討する必要がある。
- 全体的な制度設計としては新電力と旧一般電気事業者のイコールフットィングである。買い手の新電力の使い勝手が重要であり、その点を踏まえて検討を行うこととしたい。